

<川越市>

「中野英幸県議の公職選挙法違反」

己の人気取りのために公職選挙法違反と知りながら、

自治会や神事を利用し悪質行為を垂れ流し続けた悪徳県議。

本紙に中野英幸県議会議員の「公職選挙法違反」に関する投書と情報が寄せられた。両方とも寄附行為の禁止に抵触する公職選挙法違反である。

1つは「新年会参加」に関するもの。

もう1つは、毎年開催される「下老袋氷川神社の弓取式」でのことである。

自治会新年会での公職選挙法違反

仙波町3丁目 自治会会員です。

回覧板で回ってきたものに疑わしきものを発見しましたので郵送します。

県議会議員が、地元の会合で会費を上回る金員を出すということは公職選挙法違反ではないですか？

これらが選挙区内で恒常的に配布されているとしたら大変なことです。

厳正な調査、捜査をお願いいたします。

投書には、上記の文章と仙波町3丁目自治会の「新年会会計報告」が同封されていた。「新年会会計報告」には、平成30年1月8日エスポワール伊佐沼を会場とし、会費3,000円で新年会が行われた旨が記載されていた。また、仙波町3丁目自治会の来賓として新年会に招かれた中野英幸県議の名前が記載されている。

しかし、「新年会会計報告」には、参加費は3,000円と決められているにも拘わらず、中野県議は5,000円を会費として支払った記載がある。

中野県議は誰もが周知の県議会議員である。

参加費3,000円を超える会費の支払いは、公職選挙法の寄附行為の禁止に当たることは明白である。例え、くらづくり本舗として会費を支払っていたとしても、中

野県議はくらづくり本舗の代表取締役社長であり『中野県議＝くらづくり本舗』であることは、川越市民誰もが認識できる。

従って「新年会会計報告」に「5,000円（くらづくり本舗様）」と表記されているが、中野県議が支払ったことと同一で公職選挙法の寄附行為の禁止に当たる行為である。選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、公職選挙法で一切禁止されている。また中野英幸県議は、他の自治会にも公職選挙法に違反する寄附行為を行ったとの噂も立ち登っている

参加者各位

平成30年1月8日

仙波町3丁目自治会 会長
総務部

新年会 会計報告

1. 期 日 平成30年1月8日(月曜・成人の日) 11時30分～
2. 会 場 えすばわーる伊佐沼
3. 会 費 3,000円
4. 参 加 者 23名

【参加者名簿】

班-組	氏 名	班-組	氏 名	班-組	氏 名
1-1		3-7			
1-4		4-1			
2-1		4-5			
2-4		4-5			御来賓 中野ひでゆき 様
2-6		5-4			
3-1		5-6			
3-1		7-4			
3-4		7-4			
3-4		7-4			
3-5		7-5			

(順不同)

【会計報告】

	摘 要	単 価	数 量	金 額
収 入	会 費	3,000	22 名	66,000
		5,000	1 名	5,000
		(くらづくり本舗 様)		
	お祝い金	会 長	様	10,000
		顧 問	様	3,000
		副会長	様	5,000
	自治会補助			15,486
			収入計	104,486
支 出	お料理	3,500	23 食	80,500
	カラオケ	サービス		
	ビール	620	19 本	11,780
	焼酎(ボトル)	2,060	1 本	2,060
	日本酒	515	12 本	6,180
	ウーロン茶	515	4 本	2,060
	氷	310	1 杯	310
	ミネラルウォーター	210	1 本	210
	以上 エスポワール伊佐沼			
	写真代	1,386	1 式	1,386
	以上 45デジタルコンビニ			
		※各金額は税込価格		
			支出計	104,486
		差引	0	

以上

下老袋氷川神社の弓取式の場における「公職選挙法違反」

毎年2月11日、下老袋の氷川神社で「弓取式」が行われている。

この弓取式は、県指定無形民俗文化財になっている。

下老袋の氷川神社は、上老袋・中老袋・下老袋・東本宿の氏神である。

弓取式とは、的に向かって矢を3本ずつ3回射るが、的の白い部分と黒い部分に当たった矢の本数を数えて「白が多いと晴天が多く、黒が多いときは雨が多い」といわれている。6才までの男の子が各地区から選ばれるが、実際には地区総代が代理として弓を引いているという。全ての矢を射終わると「地元の人たちが矢や的を奪い合い、矢を持ち帰ると子供が丈夫に育つ」と言われている。

下老袋の氷川神社の氏子の方にお話を聞くと、弓取式が始まった経緯については、資料が不明であるとの説明だった。昔は、すぐ側を流れる荒川や入間川が毎年氾濫し、水害の絶えない地域であり、弓取神事の起源等の資料はおろか自分たちの家財道具を水害より守ることすら、ままならない状況であったという。その為、代々、言い伝えられてきた「口伝(くでん)」によれば、「元服の儀式が元になっているのではないか」と氏子の方が話してくれた。

下老袋では、弓取式に使う「弓矢と的」「甘酒」を用意し、上老袋・中老袋が交代で「豆腐田楽」を作る。東本宿は、甘酒作りを手伝うこととなっている。

弓取の神事が終了後、甘酒と豆腐田楽は見物人たちに振る舞われる。

本紙に寄せられた情報によると、この弓取の神事に中野県議がくらづくり本舗の従業員を連れ、「くらづくり本舗名義」で栗饅頭500個を寄付したとのことであった。下老袋氷川神社の氏子の方に話を聞くと、弓取式の時には、毎年くらづくり本舗から饅頭が届くとのことであった。今年は500個であったが一昨年までは、毎年1,000個の饅頭の寄附があったという。昨年は中野清氏の母親・中野県議の祖母が亡くなったため、饅頭の寄附はなかったという。

「くらづくり本舗からの寄附はいつ頃から始まったのか？」と氏子の方に尋ねると、中野清氏が市長選挙に出る頃からであったという。続けて氏子の方は、「始めて寄附を貰った時は、直ぐに選挙の為に饅頭を持って来たな…」と思ったという。

中野清氏が市長選挙に出馬したのが平成5年、約25年間…親子2代で寄附を続けていたことになる。中野清氏から始まった寄附行為は、現在、倅・中野英幸県議に受け継がれている。

くらづくり本舗からの饅頭の寄附は、氏子の中でも賛否両論があるという。

公職選挙法に抵触している中野県議の寄附行為ではあるが、毎年、くらづくり本舗からの無料の饅頭が貰えることで、弓取式には人が多く集まり賑わいを見せてい

る。しかし、弓取式は祭りではなく神事であるため、質素で厳かに行いたいと考える氏子も多くいるのである。

くらづくり本舗の従業員によって配布されている饅頭は、弓取式が行われている最中に配布しているため、見物に来た人たちは弓取式をそっちのけで、くらづくり本舗の従業員の前に長蛇の列を作るのである。

このような行為が毎年繰り返されているため、この神事を毎年撮影していた年配のアマチュアカメラマンのグループは「こんな神事じゃ撮る価値はない」と5、6年前から撮影に来なくなったという。

前述したが、昨年は中野清氏の母親・中野県議の祖母が亡くなったため饅頭の寄附が無かったのだが、弓取式を見物に来た人たちから今年の饅頭の配布が無いことに「役員たちで喰っちゃまったのか」とまで言われて迷惑していると氏子の方は顔をしかめていた。

「県指定無形民俗文化財」になっている「老袋の弓取式」は、単なる饅頭無料配布祭りと落ちぶれてしまった。この原因を作ったのは「公職選挙法違反」を堂々とする中野清・中野英幸親子の責任であるという。

現在、中野英幸県議がくらづくり本舗の代表取締役であり『中野県議＝くらづくり本舗』は、御当地住民の皆さん方が周知の事実である。中野県議が寄附をしたのではなく、くらづくり本舗が寄附をしたのだという言い訳は通らない。

▼中野英幸埼玉県議会議員、 こんな人物をこのまま放置してよいのだろうか・・・ 正に川越市民の恥とすべき人物なのだ！

自治会や神社に集う市民を巻き添えにし、「公職選挙法違反」の悪事を働いてまでしがみつくと政治家稼業とは、そんなに美味しい職業なのか。

中野英幸という人物は、何を目的として政治家面をしているのか。

「政務活動費不正使用疑惑…反党行為…公職選挙違反…」等、拾い上げればきりなく膿が出てくる。中野英幸県議の存在は、市民・県民のために懸命に働く政治家達の面汚しだ!! こうした「ワル」を二度と県議に選出してはならず、以後、同じ轍を踏めば、必ずや他市の失笑を買うことになるだろう。■